

# 農業委員会だより



発行：八王子市農業委員会 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 TEL 042 (620) 7402



## 『刊行100号記念の挨拶』

農業委員会会長 中西 伸夫

日頃から、本市農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市の農業委員会だよりは、本号で刊行から100号を迎えることとなりました。

これもひとえに、地域農業従事者の皆様や JA 八王子を始めとする農業関連団体の皆様のご協力の賜物であると深く感謝しております。

さて、依然として農業の後継者不足が課題となっておりますが、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）」をはじめとした農業関連法令の改正により、新規就農者や認定農業者だけではなく、小規模に農業を営む農家などにも農地を集約化していこうとする動きが強まっています。これに伴い、農地の貸し借りや売買に関する法整備も進んできています。今後、多様な経営体の農業者が新たな担い手として農業に関わっていくことで、更なる農地の有効利用が図られていき、耕作放棄地の解消につながっていくものと思っております。

農業委員ならびに推進委員一同、八王子の農業の発展に寄与できるよう、今まで以上に農業関連情報の積極的な発信に努めて参りますので、よろしくお願い致します。

## 農地の売買等に関する許可基準が変わりました

令和5年4月1日、地域農業の将来のあり方や農地の効率的かつ総合的な利用促進を図ることを主な目的として、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行されました。これにより、市町村は将来の農地利用の姿を明確化するための計画「地域計画（市街化調整区域が対象）」を策定することとなりました。

市町村や農業委員会は、地域農業に関する幅広い意見を取り入れ、計画に反映していくため、対象となる地区を選定し、協議の場を設けることで、意見集約をしていく予定です。

また、この法律改正に伴い、農地法の一部改正が行われ、農地の権利移動等（売買、貸借）を行う際の要件が一部廃止となりました。

農地の権利移動等を行うには、個人や法人に関わらず、農地法をはじめとする法律の許認可が必要となります。本号では、農地法第3条に基づく手続きについて解説します。

### ◎譲受人(買い手や借り手)の許可要件

#### <法改正前>

- ①全部効率利用要件（農地を効率的かつ適正に利用する）
  - ②農作業常時従事要件（年間で150日以上は農作業に従事する）
  - ③下限面積要件（農地の耕作面積が合計5,000㎡以上であること）
  - ④地域との調和要件（周辺農地の営農環境に支障を及ぼさないこと）
- 以上の要件をすべて満たすことで、農地の権利移動等が可能となります。

#### <法改正後>

- ①全部効率利用要件（農地を効率的かつ適正に利用する）
- ②農作業常時従事要件（年間で150日以上は農作業に従事する）
- ③地域との調和要件（周辺農地の営農環境に支障を及ぼさないこと）

下限面積要件が廃止

農業の経営規模拡大や経営移譲以外にも、自家消費等を目的とした農地の取得が可能となりました。

依然として、下限面積以外の3つの要件は保持されているため、残り3つの許可要件の確認は必要となります。また、取得後は、農地法に基づく農地の維持管理の義務が発生するため、農地としての利用をしていただくことが前提となります。農地の売買等をお考えの方は、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

「農業者年金」へ加入しませんか？／「全国農業新聞」を読みませんか？

お申込み・お問い合わせは  
農業委員会事務局まで。

## 令和5年度（2023年度）の活動方針

農業委員会では、許可や届出受理などのこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」に向けた取り組みを強化し、それを含めた以下の4本柱を活動指針とします。

① 担い手への農地の利用集積・集約化

② 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

③ 遊休農地に関する措置

④ 最適化活動の推進について

## 顕彰事業等受賞者の紹介

令和5年2月16日に第64回東京都農業委員会・農業者大会が開催され、国への要望や農業委員会活動の推進に関する決議についての協議とともに顕彰事業等の表彰式が行われました。

本市から顕彰事業等の対象となった皆様をご紹介します。おめでとうございます。

### ◆ 企業的農業経営顕彰

（東京都農業会議会長賞）

#### 加藤寛文氏

平成26年に就農し、現在はスーパーへの出荷を中心に、直売、市場、学校給食とバランス良く野菜類を出荷しており、計画的な営農がされている。令和元年12月から江戸東京野菜の「金町コカブ」を作付けするなど、付加価値の高い農業経営を行っている。

また、環境にやさしい農業を心掛け、落ち葉の踏み込み温床を利用した育苗や米糠を使用したパイプハウス内の土壌還元消毒を行い、物質循環機能を生かした土作りに取り組んでいる。



### ◆ 農業後継者顕彰

（東京都知事賞・東京都農業会議会長賞）

#### 村内大祐氏

平成24年に就農。加住町でキャベツ、ハクサイ、キュウリ、ナス、トマト、パッションフルーツ等多品種多品目の作物を栽培し、農業経営を行っている。作付け時期を他の農家と変えることで、食品ロスが生じないように心掛けている。

また、地域の子供たちへの農業体験も実施しており、子供たちに農業の楽しさや難しさを知ってもらい、農業が将来の職業の選択肢の一つとして考えてもらえるよう心掛けるなど、地域農業の活性化にも積極的に取り組んでいる。



### ◆ 農業功労者表彰

#### 加藤茂氏

高校を卒業後、酪農家として就農。ニュータウン開発を契機に花き農家として経営を行っている。半世紀以上に渡り、春はマーガレット、夏はアサガオというように、「季節の花」づくりにあたり、「量産型」ではなく、比較的少量の花を季節に合わせて丹精に育てている。

生産者や農業、商工関係団体による実行委員会主催の「八王子・夏の風物市」（あさがお市）にアサガオを出品するほか、八王子市に市民農園用地を提供するなど、市の農業振興に尽力している。



# 農業委員会からのお知らせ

## ◆農地利用状況調査を実施

遊休農地の発生防止を目的として、農地法第30条に基づき農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員等が農地の利用状況調査を行います。調査の結果、管理状況が不十分と判断された場合には、農地法第32条に基づき所有者に利用意向調査書を送付いたします。農地の適正管理へのご協力をお願いいたします。

## ◆農地を転用する場合の手続

農地を住宅敷地や駐車場用地等の農地以外の用途に転用する場合、農地法の許可又は届出が必要です。市街化調整区域で転用を行う場合、農地法の許可に加えて、関連法令の許認可等の見込みも必要です。市街化調整区域内で農地の転用をお考えの方は、農業委員会事務局へ事前にご相談ください。

## ◆生産緑地パトロールを実施

生産緑地については、管理状況の確認という観点から例年9月～10月に調査を行っております。生産緑地の大半は適正に管理されていますが、管理が不十分であったり、不適正な利用がされている状況も一部見受けられます。

生産緑地法第8条に基づき、農業経営に関係のない工作物の設置や、駐車場等に転用する行為等は規模の大小に関わらず認められていません。生産緑地をお持ちの方は適正な維持管理をお願いいたします。

## Topics

### 新農業委員の紹介

令和5年4月30日に退任された美濃部弥生委員、小林裕恵委員、馬場貴大委員の後任として、岩田祐樹委員、中島正寿委員、石井宏和委員が任命されました。任期は、令和5年5月18日から令和7年4月12日までです。



▲ 岩田祐樹 委員  
(議会推薦)



▲ 中島正寿 委員  
(議会推薦)



▲ 石井宏和 委員  
(議会推薦)

### 特定生産緑地指定申請の受付

平成7年(1995年)・平成8年(1996年)に生産緑地地区として指定された土地をお持ちの方を対象に、特定生産緑地指定の申請受付を行っています。申請希望の方は、電話にてご予約いただいたうえで、必要書類を持参し都市計画部都市計画課へお越しください。受付期間は、令和5年(2023年)11月1日(水)～令和6年3月29日(金)までです。問い合わせは、都市計画部都市計画課(電話:042-620-7302)まで。

### 農地を相続されたら届出が必要です

相続等で農地の権利を取得された方は、農業委員会事務局へ手続きにお越し願います。

### 農業委員会事務局職員紹介

令和5年4月に職員の異動がありました。新たに配属された職員を紹介します。



事務局職員として、精一杯頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

◀ 中央が 岩田 充 事務局長  
右が 佐宗 政明 主査  
左が 高橋 航平 主任

### 農業委員会活動日誌

#### 令和4年度(2022年度)農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第9回(12月26日)	5件	5件	4件
第10回(1月31日)	5件	1件	2件
第11回(2月21日)	4件	4件	3件
第12回(3月27日)	6件	9件	4件

#### 令和5年度(2023年度)農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第1回(4月27日)	4件	12件	3件
第2回(5月30日)	4件	8件	4件